

# 名古屋市水田農業ビジョン

(平成16年4月23日制定)

## 1 名古屋市水田農業の改革の基本的な方向

### (1) 名古屋市水田農業の特性

名古屋市在住の農家は、農業振興地域内の農地、市内のその他の農地及び市外の農地において営農している。については、低湿地が多く、現状のままでは麦、大豆の生産は困難であり、水稻単作地帯となっている。全体的に土地改良事業によるほ場整備が概ね終了しているため、市内の農業協同組合(以下「農協」という。)による農作業の受託が進み、そのうち一部は、担い手等が農協からさらに委託を受けて、農作業を実施している。については、農協に出荷していない農家による耕作が多く、については、それぞれの地域と共同歩調をとりながらの農業が実施されている。

### (2) 作物振興及び水田利用の将来方向

- ア については、兼業化が進む一方で、水田以外の利用が困難な地域のため、以下のような取組みを行う。
- (ア) 他の作物への転換が難しいため、計画的に作付け・出荷を行うことができる加工用米を積極的に推進し、生産調整を行う。
  - (イ) トレーサビリティシステムの導入等による安全・安心な米づくりを実施する。
  - (ウ) 50a以上の畑地化により栽培されるトマトを本市における地域振興作物として位置づける。
  - (エ) 地産地消を推進するために市内学校給食に向けての米の出荷を行う。また、野菜についても、地産地消の推進に向けての栽培を行う。
- イ 、 については、農家による自主的な生産調整を実施していく。

### (3) 担い手の明確化と育成の将来方向

担い手としては、原則として認定農業者及び農事組合法人とする。認定農業者は現在4名おり、3名が農業振興地域において、主として農協からの受託作業を行っており、1名については直接農家からの受託作業を実施している。今後は、本市の助成水田の受託作業の拡大を図る一方で、相続税の納税猶予制度などの問題があるが、土地所有者の合意の上、担い手に対する土地利用集積への転換も促進していく。

その上で、土地利用集積した水田については、担い手による自主的な生産調整を実施することにより、経営の安定化を図る。

## 2 具体的な目標

### (1) 作物作付計画

(単位：ha)

作物名		現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成21年度の目標	平成22年度の目標	
米	主食用米	コシヒカリ	158	150	140	135	130
		うち特別栽培米	(4)	(10)	(20)	(35)	(50)
		あいちのかおり	423	415	410	405	400
		うち特別栽培米	(6)	(10)	(20)	(40)	(60)
		その他	35	35	35	35	35
	加工用米	55	62	63	64	65	
トマト		2	2	2	2	2	
環境保全型作物		0.3	0.5	0.7	0.9	1.1	

トマトは港区西茶屋3丁目、4丁目

特別栽培米の( )は内数

### (2) 作物販売計画

(単位：t)

作物名		現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成21年度の目標	平成22年度の目標	
米	主食用米	コシヒカリ	426	380	335	290	254
		うち特別栽培米	(4)	(10)	(20)	(35)	(50)
		あいちのかおり	493	475	460	445	430
		うち特別栽培米	(28)	(25)	(40)	(113)	(113)
		その他	6	5	5	5	5
	加工用米	271	312	316	320	324	
トマト		480	500	500	500	500	
環境保全型作物		3	15	21	27	33	

特別栽培米の( )は内数

### (3) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

#### ア 担い手の明確化・育成の目標

次に掲げる者を、担い手として育成していく。

(ア) 水田経営面積20ha以上の法人(予定者を含む)

(イ) 水田経営面積4ha以上の個人

(ウ) 水田経営面積4ha以上を目標とする認定農業者

(エ) 本市の助成水田を60ha以上(耕起・代かき、田植え、収穫の合計)

作業受託する認定農業者

#### イ 担い手への土地利用集積の目標(作業受委託を含む)

平成20年度までに220ha、平成22年度までに240haとする。

### 3 名古屋市水田農業ビジョン実現のための手段

#### (1) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

事業名	交付先	交付額
名古屋市水田農業推進協議会運営経費	協議会	必要経費以内
加工用米の出荷促進補助	農家 (法人も含む)	2,000 円以内 / 俵
加工用米以外の生産調整に対する交付		
地域振興作物（作付計画に基づく）		30,000 円以内 / 10 a
環境保全型作物		30,000 円以内 / 10 a
その他の作物（麦、大豆、飼料作物、野菜類、果樹類、景観形成作物、地力増進作物）		12,000 円以内 / 10 a
青刈り・水張り水田 （管理良好なものに限る）		5,000 円以内 / 10 a
本市の助成水田を 60 ha 以上作業受託する担い手への奨励金	担い手	40,000 円以内 / 年
名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手が、農地法第 3 条許可または利用権設定により経営規模を拡大した場合の奨励金		12,000 円以内 / 10 a

ア 農家、担い手への交付の場合は、生産調整達成者で、集荷円滑化対策への拠出(生産確定数量がゼロの場合は拠出不要)が交付要件となる。

イ 地域振興作物とは、平成 16 年以降に 50 a 以上の畑地化により栽培されたものとする。

ウ 環境保全型作物とは、エコファーマーが栽培した認定作物とする。

エ 面積助成については、耕地ごとの面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理したうえで交付金を算出する。

#### (2) 稲作構造改革促進交付金の活用方法

事業名	交付先	交付額
稲作構造改革促進事業 (米価下落の際の補てん)	農家 (法人も含む)	4,500 円以内 / 10 a

ア 生産調整達成者でかつ集荷円滑化対策への拠出が交付要件となる。ただし、品目横断的経営安定対策の加入者は除く。

イ 面積助成については、耕地ごとの面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理したうえで交付金を算出する。

#### (3) その他の事業の活用

集荷円滑化対策 加入は任意とする。

## 4 担い手の明確化

省略

## 5 配分方法

### (1) 基準単収の設定について

ア 前年度の名古屋市が定める水稲共済単収を適用する。

ただし、基準となるふるい目の変更に伴う補正をおこない、小数点以下を切り捨てる。

イ 平成19年産米の基準単収は 508kg / 10aとする。

### (2) 生産数量目標の配分方針について

生産調整方針作成者は農業者個々の対象水田面積に均等配分する。

なお、必要に応じて生産調整方針作成者は、配分の調整を行うことができる。

## 6 施行日

附 則

平成16年4月23日から施行する。

附 則

平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成17年4月18日から施行する。

附 則

平成18年1月30日から施行する。

附 則

平成19年2月1日から施行する。

附 則

平成19年4月23日から施行する。